地方公共団体のPPP/PFI事業における優先的検討規程の運用状況等に係る調査研究 報告書要約版

B群団体(114)

優先的検討規程に基づき

地方公共団体

B群団体実態調査候補先

の候補先の抽出(29)

B群団体実態調査に対して、

実態調査候補先の

B群団体実態調査実施団体

(3)

抽出(11)

背景

・PFI法の施行から22年が経過し、令和3年6月に「PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)|において、優先的検討規程の策定を促す団体を、人口 20万人以上の団体から人口10万人以上の団体とした。 ・しかし、令和3年3月31日現在で、優先的検討規程を策定している人口10万人以上の団体は171団体でありながらも、PPP/PFIの実績がない団体が多い。

目的

PF | について

課題の概要

・優先的検討規程を策定していながら、PPP/PFI事業の実績がない地方公共団体に焦点を当て、その背景や要因等を明らかにしつつ、優先的検討規程を策定し てPPP/PFI事業の実績がある同規模の団体との要素比較を行うことで、優先的検討規程の実効性のある運用に関する情報を地方公共団体に還元することを目指 す。

A群団体アンケート調査

- ・優先的検討規程につ (1) 策定時期 (2) 策定の経緯・背景 いて (3) 改定について
 - (4) 首長の関与について (5) 外部の専門家の活用について (6) 専門部署の有無
 - (1) 優先的検討規程策定後にPFI等の導入を検討した事

 - (2) 今後PFI導入検討を予定している・見込まれている 事業の有無

VFMが出ないあるいは小

さいため、実施に向け後押

課題の整理

2.VFMの算定(施設別)

の先行事例の特徴、PF

3.検討時期・検討フロー

因)および解決方策案・

4.民間企業の意向把握

解決事例

A群団体回答傾向 B群団体回答傾向 1.**PFI**に対する知識 個人として知識を習得する も組織としての蓄積が伴わ

優先的検討規程の整備によ りPFI事業の実施のハー ない ドルが下がった

Iを導入する際の留意点 しとならなかった かった 検討した案件は、時間的余 中長期の視点でPFIを捉 えていたため十分な検討が こととなった事例が多数で 可能となった

PFIの実施を断念するほ

どのVFMとなった例がな

用等により、幅広く意見聴

(ステップごとの阻害要 裕がなく、従来手法による あった 地域プラットフォームの活 民間企業との交流があまり

来ていなかった 取を行うことができた 5.市民等の理解 地域経済を損なう不安等を PFIでも工夫により地元 払拭できず、実施に至らな 企業も参画でき、地域経済 かった を損なわなかった

なく、十分な意向把握が出

研究対象調査(171) ·情報収集

・調査対象の選定

PFI事業を実施した A群団体アンケート調査 選定基準: (56) A群団体実態調査 実施団体(4団

体) との事業分野

の対応

A群団体実態調査に対して、 実態調査候補先の

抽出(10)

A群団体実態調査候補先の

候補先の抽出(21)

A群団体(57)

優先的検討規程を策定していながら

PFI事業の実績がない地方公共団体

A群団体実態調査実施団体 (4)

優先的検討規程の課題の整理

・PPP/PFI事業を推進するにあたり、優先的検討規程の課題の整理

施策の提案

・PPP/PFI導入にあたり、ポイントなどの施策の提案

施策の提案

提案

- 金融機関や建設企業等の関係者が加わ る定期的な情報共有の場(地域プラッ トフォーム)を活用したノウハウの共
- 有が有効である。 国による専門家派遣支援制度の活用も 含めた外部専門家によるサポート体制
- PF I は行政の効率化に資する手法で あるため、VFMが出るはずであると ころ、VFMが小さい又は出ない場合 にすぐにPFIの導入を断念するので
 - の見直しを図ることがPFIも含めた 民間活用方策の検討に当たって有効で ある。

の構築がPFI事業組成の後押しとな

はなく、その理由に着目し、事業内容

- 事業実施の意思決定の庁内手続に照ら して事業手法の検討開始時期の明確 化・早期化が望ましい。
- 地域の民間事業者への意向調査の実施 が有効であるため、ノウハウ不足など 実施に不安のある団体においては外部 専門家の活用が後押しとなる。
- 事業化を進める基本構想・基本計画の 策定等の各段階において、市民・議会
 - などに対して、事業手法の選択肢とし てPFIがあること、PFI手法の特 徴等について、予め説明することが重 要。